

令和7年度いの町配食サービス事業者支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による影響を受けている、買い物や調理が困難な高齢者等に配食サービス及び見守り活動を行う事業者を支援し、高齢者等が健康で自立した生活を送れることを目的に実施するいの町配食サービス事業者支援給付金給付事業（以下「給付事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達成するために、給付事業によって贈与される給付金をいう。
- (2) 高齢者等 高齢者、障がい者、40歳から64歳の特定疾病と認められる者をいう。
- (3) 配食サービス 主に高齢者等に対し、時間を設定して、週に5回以上、調理加工したお弁当の配達（ただし、冷凍食品を除く。）を行うことをいう。
- (4) 見守り活動 高齢者等への訪問や相談受付、異変を発見した場合の通報や、関係機関等への連絡を実施する活動をいう。

(実施主体)

第3条 給付事業の実施主体は、いの町とする。

(給付対象者)

第4条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、配食サービス事業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に事業所があり、令和6年度において、町内で配食サービス事業を実施しており、令和7年度以降も継続して配食サービス事業を実施する法人又は個人事業者であること。

- (2) 配食サービス時に、見守り活動を実施していること。
 - (3) 給付事業と同様の趣旨の給付金等を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の対象としない。
- (1) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年いの町規則第22号）第2条第2項第5号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 町税を滞納しているとき。
 - (3) 破産、特別清算その他の倒産等に係る法律上の手続の開始について申立てをしたとき（給付対象者が債権者であるときを除く。）。
 - (4) 公益的団体である。

（給付金の給付）

第5条 町長は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

- 2 前項の規定により給付対象者に対して給付する給付金の額は、1対象者当たり25万円とする。

（給付金の給付申請）

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、いの町配食サービス事業者支援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（申請受付開始日及び申請期限）

第7条 前条の申請の受付は、令和8年1月1日から行うものとする。

- 2 前条の申請の期限は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年2月28日とする。

（給付の決定）

第8条 町長は、第6条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適當と認めたときは当該申請をした給付対象者に対し給付金を給付し、適當でないと認めたときは所定のいの町配食サービス事業者支援給付金給付却下通知書により当該給付申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 前条の規定により給付金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、いの町配食サービス事業者支援給付金状況報告書（様式第2号）を作成し、令和8年4月20日までに、町長に提出しなければならない。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 第4条第2項第1号に該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に基づく規定に違反したとき。

(調査等)

第11条 町長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、事業状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に給付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。